

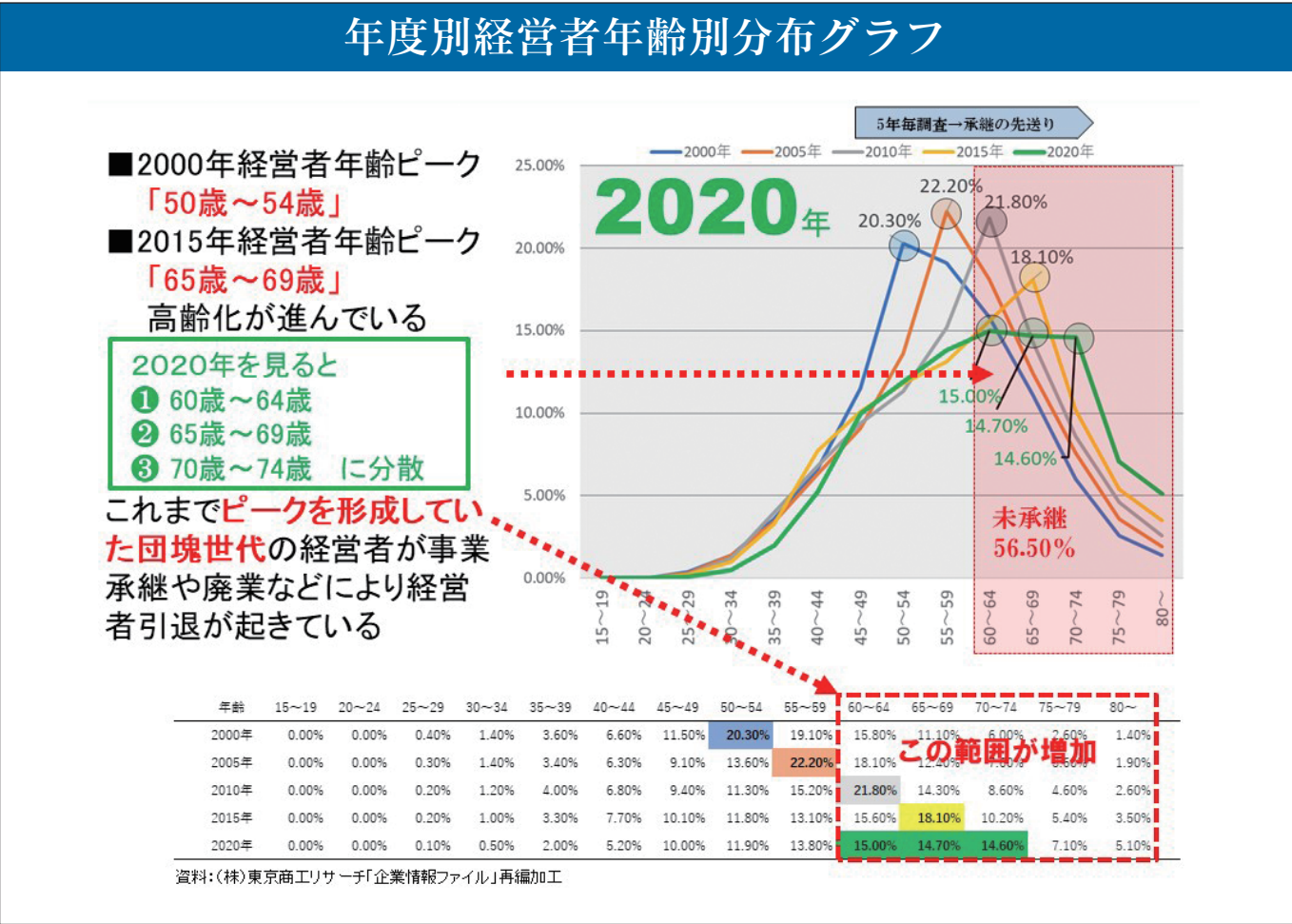


統括責任者 奥山 慎次氏

事業承継の現状 —承継は早め早めに着手を—

休業業・解散する企業の95%は小規模事業者
私からは事業承継の現状と第三者承継の事例ということで話をします。
わが国の事業承継の現状です。中小企業の経営者の平均年齢が62.16歳。いろいろなシンクタンクの調査ではおおむね60歳を超えています。この高齢化を年代別の分布図で見えていきます。2000年だと50歳～54歳が分布の中心で全体の20.3%がそこに入っていました。

出典：2021年10月27日 講演資料



2005年を見てみると高齢化が進み55歳～59歳が分布の中心で22.2%がここに入っています。さらに2010年は分布の中心が60歳～64歳になっています。サラリーマンなら65歳定年の手前に来ています。2020年の場合は分布の中心が60歳～64歳、65歳～69歳、70歳～74歳の3つにうまく分かれています。60歳以上の経営者は2000年では36.9%だったのが2020年では56%が占めており過去最大となっています。

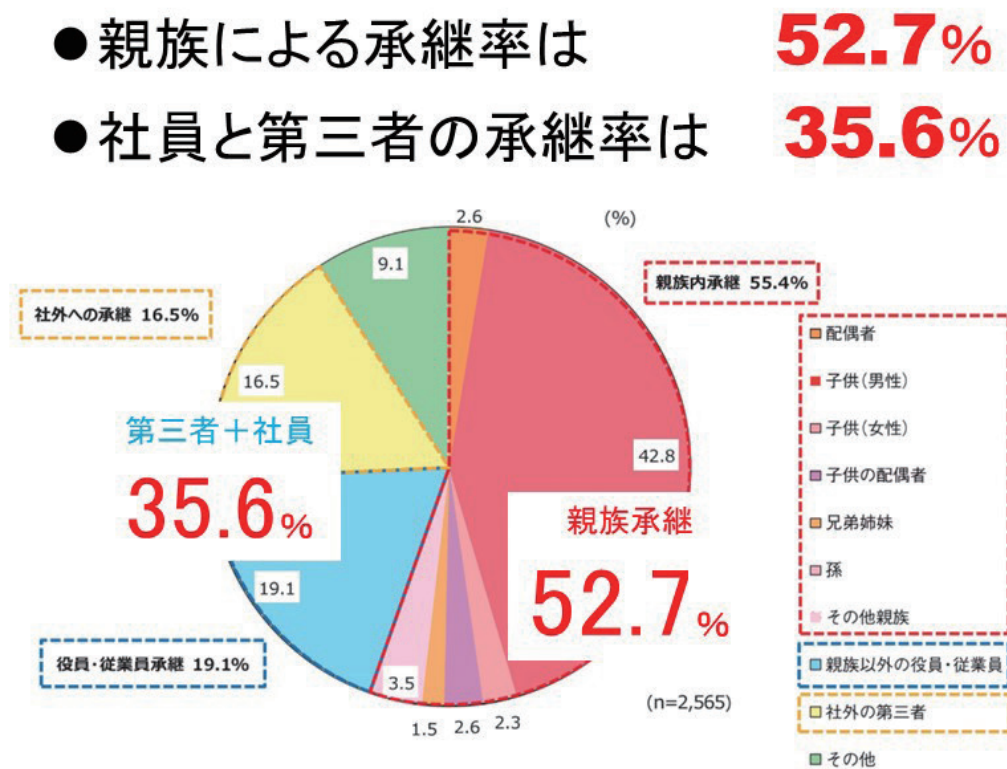
400メートルリレーに例えると、最初の100メートルの走者が次にバトンタッチする相手がおらず、最後まで1人で走ったというイメージです。走ればいいですが、どんどん速度が落ちていきます。速度が落ちるということは事業力が失われていくということです。

人間いつまでも事業ができるわけがありません。「いつかは辞めたい」ということになります。企業の休業業・解散件数を見ると、これは人に迷惑をかけずに清算することができるという件数ですが、2000年度は5万件弱の企業が休業業・解散しています。福岡県の企業数は14万件、佐賀県は3万件です。この5万件がいかにわが国にとって大変なことか。こうならないためにも事業承継は早め早めにやらないといけないのです。さらにどの規模の企業が休業業・解散しているかというと、95%が20名以下の小規模事業者です。小さな事業者ほど後継者問題で悩んでいるということです。また、60%以上の企業が経営的には黒字であるのに辞めています。中小企業が日本の経済を支えている中で、黒字で辞めていただくわけにはいきません。

経営者は、まずは辞める日を決めること

事業承継はできれば親族間で行いたい、皆さんそう考える訳ですが、これも年々変わっています。1983年以前は93・6%が直系・親族間で承継が行われてきましたが、年々減ってきており、帝国データバンク調べでは、現状で67%は後継者がいないという結果になっています。実際に承継が終わった後のヒアリング調査では、親族間承継が52・7%だったのに対し第三者あるいは社員への承継が35・6%を占めて、両者が拮抗してきています。

承継者の前経営者との関係



参考：みずほ情報総研株式会社「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査（2018年12月）」
 (注) 引退後の事業承継について「事業の全部が継続している」、「事業の一部が継続している」と回答した者について集計している。
 出典：中小企業庁「中小企業白書（2019年版）」

事業承継というとこれまでは税務的なことが大半の課題でしたが、最近は事業を継続した後にうまくいくのかというのが大きな問題となっています。経営のバトンタッチということですが、そこには見えるモノ見えないモノ含めた経営資源があり、それを整理して引き継がなければなりません。後継者が勝手に新しい経営をやるということでは、地域に根ざした経営はできません。その意味では資産の「見える化」をやったうえで引き継がなければなりません。さらに多面的に事業を磨き上げて後継者を応援していくのが現経営者の仕事となります。後継者は伝統を守りつつ、現代に合わせた経営戦略も導入しながら事業を発展させるということです。

では、どのタイミングで事業承継を行うのでしょうか。日本の創業者の平均年齢は42歳です。30年経つと72歳。サラリーマンなら60歳から65歳で定年です。事業者はやはり70歳になると体も衰えてくるでしょう。自分がいくらキャッチボールをやる気があっても、相手がそのボールを受け取るかということもあります。そういう意味では事業承継は60歳～70歳に準備を進めて、前面に後継者が出てくることで顧客のスイッチをうまくやらなければ事業の後継はできません。

結論としては辞める日を決めるのが大事です。福岡県事業承継・引継ぎ支援センターではこれまで2500件の相談を受けていますが、辞める日を決めている人を支援しています。辞める日を決めていないと誰も支援ができません。ゴールを決めると、必要な条件が用意でき、スケジュールが立てられ、行動に移すことができ、結果が出始めます。当たり前のことですが「もっと早くに辞める日を決めれば良かった」というのが多くの経営者の反省の一番目に上がっています。辞める日は結果的に変わっても良いと思います。しかし、まずは決めないと何も用意ができないということとはしっかり頭の中に入れてほしいと思います。

辞める日を決めることが重要

勝利を勝ち取るすべてのストーリーは
ゴールを決める（設定）ことから始まる

ゴールに向かって必要な条件を用意できる

条件が揃うとスケジュールが立案できる

スケジュールが出来ると行動に移せる

行動に移すと結果が出始める

施策紹介

事業承継を円滑にする法律や制度について

国は事業承継をスムーズに行うための施策を用意しています。

経済産業省は2018年1月から10年間で事業承継集中期間と位置付け、企業に取り組みや準備をしてもらうような施策を講じています。事業承継の税制の特例は法人版と個人版があります。中小企業は、代表権と株式の半分以上を持って経営者として認識されます。株価が上がっていれば税金を払ってそれを取得しなくてははいけません。事業承継税制はこの10年に限って税金を猶予するというものです。法人の場合は株、個人の場合は事業用の土地や建物、備品等の資産が対象です。この税制を受けるためには計画書の提出が必要です。承認されると事業承継を実行に移すことができます。個人版は法人版より1年遅れでスタートしました。

事業承継税制の特例

株価が高額で後継者へ株式を移動できない中小企業の承継課題を解決できる特例

区分	法人版事業承継税制	個人版事業承継税制
税制	相続税・贈与税の納税猶予制度	相続税・贈与税の納税猶予制度
対象資産	株式	土地・建物 機械・器具備品等
猶予割合	100%	100%
要件	承継円滑化法に基づく認定事業継続要件	承継円滑化法に基づく認定事業継続要件
期間	計画提出	始 2018年1月 終 2023年3月
	承継実行	始 2018年1月 終 2027年12月

税制

特例事業承継税制／親族内 従業員

非上場の株式等の承継に伴う贈与税・相続税の負担を実質“ゼロ”とする特例措置です。法人の場合は、令和5年3月31日までに特例承継計画を都道府県に提出した上で承継する必要があります。

個人事業者は令和6年3月31日までに個人事業承継計画を都道府県に提出した上で事業用資産を承継する必要があります。

事業承継税制（一般措置）／親族内 従業員

非上場の株式等の承継に伴う贈与税・相続税の負担軽減措置です。上記の特例事業承継税制と違い、対象となる株数や相続税の猶予割合には上限があります。

経営資源集約化税制／ M&A

経営力向上計画の認定を受けた中小企業がM & Aを実施した場合、設備投資に係る減税、従業員の給与を引き上げた際の税額控除、M & Aに伴うリスク準備金の積立（積立金は損金算入）の3つの措置を活用できます。

登録免許税・不動産取得税の特例／ M&A

経営力向上計画の認定を受けた中小企業がM&Aを実施した際に、不動産の権利移転にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減するものです。

次に、経営継承円滑化法第12条1項についてお話しします。これは社員承継や第三者承継で個人が株式を購入するのにメリットがある制度です。一般的に個人が会社の株を取得するために金融機関が資金を貸し出すというのはなかなか困難なことです。しかし、この法律の適用を受けると円滑にいく場合が多いです。福岡センターでも4件手続きをして、すべて承認されて融資を受けています。

経営承継円滑化法第12条第1項

社員や第三者など後継者個人が、株式購入資金を金融機関から調達できるように認定書を発行

後継者（社員）
（第三者個人）

融資

日本政策金融公庫
金融機関
金融機関保証協会

経営承継円滑化法の適用（第12条第1項認定）

株式買取資金の融資（単独又は協調）

株式買取資金の調達

株式買取資金に対する融資については、金融機関との取引（通帳を持っている程度ではなく継続的な融資などを受けている）がない従業員の場合は基本的に難しいのが現状です。

経営承継円滑化法の認定

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の認定をうけるとスムーズに融資を受けることが可能となる。

※但し、認定と金融機関の融資審査は別であり、認定書が融資の確約をするものではありません

金融支援（融資、信用保証）

日本政策金融公庫等の融資、信用保証等／親族内 従業員 M&A

株式の買い取りや相続税の支払いなど承継時に必要となる各種の資金に対して融資や信用保証を受けることができます。

33

34

親族承継を妨げる壁に、中小企業の場合だと企業とは別に代表者個人が代表者保証をもって金融機関から借り入れしていることが非常に多いことがあ​ると思​います。「そんな大きな借金を背負ってまで事業を継承したくない」と思われている方もおられます。これには代表者保証を解除するというやり方があります。2つあって、事業承継特別保証と経営承継借換関連保証です。それぞれ2億8000万円の枠があり合わせて5億6000万円の代表者保証を解除できる可能性があります。ただし資産超過であることや返済緩和中ではないことなど4つの条件があります。

事業承継特別保証と経営承継借換関連保証の概要

事業承継を機に経営者保証解除の申請を行うことができます。
各県に経営者保証コーディネーターを配置し対応します。

	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証
開始時期	令和2年4月1日	令和2年10月1日
根拠法	中小企業信用保険法（法改正なし、運用によるもの）	経営承継円滑化法（法改正後）
認定要否	不要	必要 （経営承継円滑化法第12条で規定する経済産業大臣の認定）
対象者	（ⅰ）3年以内に事業承継を予定する法人 （ⅱ）事業承継日から3年を経過していない法人（※1）	3年以内に事業承継を予定する法人
資格要件	次の①から④の全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②返済緩和中ではないこと（※2） ③EBITDA有利子負債倍率10倍以内 ④法人と経営者の分離がなされていること ①～④：信用保証協会の審査時に確認	次の①から④の全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②返済緩和中ではないこと（※2） ③EBITDA有利子負債倍率10倍以内 ④法人と経営者の分離がなされていること ①③：大臣認定時に確認（省令で規定）、①～④：信用保証協会の審査時に確認
対象資金	（対象者（ⅰ）の場合）事業承継時までに必要な事業資金 ・事業承継前の実水資金 ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金 （対象者（ⅱ）の場合） ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金	事業承継時までに必要な事業資金 ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金
プロパー融資の借換	可（既に無保証人の融資は除く）	
保証限度額	【一般枠】2億8千万円（うち無担保8千万円）	【特別枠】2億8千万円（うち無担保8千万円）
保証人	徴求しない	
保証期間	10年以内	
責任共有	対象（8割保証）	
保証料率	0.45%～1.90%（リスク区分に応じた弾力化料率） ⇒経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、0.20%～1.15%に大幅軽減（※3）	

※1：令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、承継日から3年を経過していないもの。

事業承継時に財務要件を充足していなくとも、承継後3年以内に充足すれば当該制度を一部利用可とする利便性向上措置。経営承継借換関連保証は、要件の充足の認定により別枠を付与するものであるため、同措置は適用不可。

※2：新型コロナウイルス感染症の影響により条件変更を行った事業者に限り、「返済緩和中であること」の要件を特別に除外。

※3：「保険料率の軽減」及び「損失補償の対象」により実現。予算事業の継続期間に紐付く期限措置。

経営者保証解除支援

事業承継時の経営者保証解除支援／親族内従業員

経営者保証の解除に向け、「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認や金融機関との目線合わせをサポートします。

事業承継・引継ぎ支援センターへご相談ください。

事業承継・引継ぎ補助金というもあります。その1つ「専門家活用」という制度はM&Aをして事業を引き継ぎたいという人向けに、M&A専門家の費用を負担しましょうというものです。また、「経営革新」という制度は経営者の交代や事業再編・事業統合等の経営革新を行った企業への補助金です。

補助金

事業承継・引継ぎ等補助金(令和4年度予算)／親族内従業員 M&A

アトツギ等への経営者交代やM&A時の新商品の開発や販路開拓費用や専門家活用に係る費用、また廃業等に係る費用を支援します。

事業承継・引継ぎ支援センターでは補助金の活用検討も含め、事業計画の策定に向けたアドバイスをを行っていますのでご相談ください。

M&A支援機関登録制度／M&A

事業承継・引継ぎ補助金で仲介手数料やフィナンシャルアドバイザー費用が補助対象となる、登録支援機関を検索できます。

事業再構築補助金

新型コロナウイルスの影響を受け売上が減少している中、新たな事業展開や事業再編等を行う中小企業を支援します。

事業承継の相談は九州の各センターへ

「事業承継・引継ぎ支援センター」は、国が設置する公的相談窓口です。

親族承継・社員承継・第三者承継など

中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応します。

福岡県事業承継・引継ぎ支援センター

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル8階
TEL:092-441-6922 FAX:092-441-6930



佐賀県事業承継・引継ぎ支援センター

〒840-0826 佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル4階・6階
TEL:0952-27-7071 FAX:0952-26-6911



長崎県事業承継・引継ぎ支援センター

〒850-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館1階
TEL:095-895-7080 FAX:095-895-7081



熊本県事業承継・引継ぎ支援センター

〒860-0022 熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所5階
TEL:096-311-5030 FAX:096-311-5031



大分県事業承継・引継ぎ支援センター

〒870-0026 大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館5階
TEL:097-585-5010 FAX:097-585-5011



宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター

〒880-0811 宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンズフィア壱番館KITEN7F
TEL:0985-72-5151 FAX:0985-72-5152



鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター

〒892-8588 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル(アイム)13階
TEL:099-225-9550 FAX:099-225-9551



事業承継・引継ぎ支援センター／親族内従業員 M&A

全国47都道府県に国が設置した機関で、事業承継全般に関する相談対応や事業承継計画の策定、M&Aのマッチング支援などを原則無料で実施しています。「そろそろ息子に会社を引き継いで貰いたい」、「後継者候補が親族にも社内にもいない(けどどうしたら、、、)」、「廃業を考えている」など、事業の今後についてお悩みを抱えている方はまずは一度ご相談ください。

— その他各種お使いになれる施策 —

■後継者育成・支援

中小企業大学校／親族内 従業員

約半年にわたる長期コースで「経営後継者研修」を実施しています。座学、演習、実習による知識や現場の知恵の習得及び自社の分析を通じて、経営者に必要なマインドやスキルの向上を図ります。同期となったアトツギ達とは、研修終了後も深い付き合いが続き、切磋琢磨しあえると評判です。

アトツギ甲子園／親族内

新規事業等に挑戦するアトツギ(後継者候補)を応援するピッチコンテストです。

■承継時の課題や経営状況の分析

事業承継診断／親族内 従業員 M&A

事業承継に関する課題の抽出を行うことができる簡単なチェックシートです。商工会や金融機関なども、企業の皆様との関わりの中で実施しています。本票をチェックしてみて、何かお悩みが見つかりましたら、事業承継・引継ぎ支援センターへご相談ください。



ローカルベンチマーク／親族内 従業員 M&A

企業の経営者と金融機関・支援機関等がコミュニケーション(対話)を行いながら、企業の経営状況を把握・分析するためのツールです。



経営デザインシート／親族内 従業員 M&A

知財が企業の価値創造メカニズムにおいて果たす役割を的確に評価して経営をデザインするためのツールです。



支援機関の皆様へ ～中小機構九州本部による支援～

中小機構九州本部では、事業承継を支援する支援機関(商工会、商工会議所、金融機関等)を対象に、講習会等を実施しています。

□講習会

(1)講習会動画

事業承継支援の基礎的な内容を学べる6テーマを準備しています(1本45分程度)。

- ①「事業承継見える化(課題整理)支援の進め方」
- ②「事業承継課題対応支援のポイント(経営者編)」
- ③「事業承継課題対応 支援のポイント(後継者編)」
- ④「事業承継に活用できる支援施策」
- ⑤「M&Aと廃業の基本的知識」
- ⑥「事業承継事例」

(2)ワークを組み合わせた実践的な講習会(会場またはオンライン)を開催しています。

- ①事業承継見える化シート作成実践研修
- ②ロールプレイ演習による経営者との対話の進め方
- ③事例から学ぶ事業承継支援の対応力向上研修

□専門家派遣

(1)個別助言業務

中小機構の専門家を派遣して、事業者(経営者・後継者)の事業承継計画を策定します。
専門家派遣は3回(別に事前調査を実施)、無料でご利用いただけます。
支援機関の職員等の方にも同席を頂くことで事業承継支援のOJTとして活用いただけます。

(2)後継者育成塾等の企画支援、講師派遣

支援機関が実施する後継者育成塾等の企画・運営について、専門家が助言を行うほか、講師対応も承ります。

【お問い合わせ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構 九州本部 連携推進課

福岡市博多区祇園町4番2号 サムティ博多祇園BLDG.(3階) TEL:092-260-1355

独立行政法人中小企業基盤整備機構 南九州事務所(宮崎・鹿児島地域担当)

鹿児島市東千石町1番38号 鹿児島商工会議所ビル(6階) TEL:099-219-7882

【実施者・お問い合わせ先】

経済産業省 九州経済産業局 産業部 中小企業金融課

〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

TEL:092-482-5448

H P : <https://www.kyushu.meti.go.jp/>

中小企業基盤整備機構 九州本部 連携推進課

〒812-0038 福岡市博多区祇園町4番2号 サムティ博多祇園BLDG.

TEL:092-260-1355

H P : https://www.smrj.go.jp/regional_hq/kyushu/index.html

2022年3月25日発行

請負事業者:株式会社西日本新聞社

〒810-8721福岡県福岡市中央区天神1-4-1

URL: <https://c.nishinippon.co.jp/>

本書を無断で複製・転載することを禁じます